

各都道府県公共施設マネジメント担当課長
各都道府県市区町村担当課長
各指定都市公共施設マネジメント担当課長

} 殿

総務省自治財政局財務調査課長

国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について

公的施設の老朽化対策や耐震化等は、国家的課題であり、厳しい財政事情の下、効率的に実施することが必要です。

そのためには、国と地方公共団体とが連携して、地域の国公有財産全体の最適利用を進めることも重要であり、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（別紙 1）において、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。」と明記されたところです。

各地方公共団体におかれては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のため、公共施設等総合管理計画の策定に取り組まれていることと存じますが、上記閣議決定等を踏まえ、同計画の策定に当たり、国と連携した国公有財産の最適利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

また、国においては、財務省及び国土交通省から関係省庁に対して通知を発出し、国有財産の最適な管理に関する取組を要請しているところです（別紙 2）。

総務省においても、国と地方公共団体の連携に係る協議を円滑化し、地域の国公有財産の最適利用を促進するため、地方公共団体からの相談窓口を設置し相談を受け付けるとともに、必要な情報提供や支援を行っていく予定です（別紙 3）。なお、その具体的な実施方法については、別途お知らせいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、管内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知についてご連絡いただくとともに、適切なご助言をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2014」

(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

(抜粋)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(2) 社会資本整備

(賢く使う観点からの取組)

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画(行動計画)等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

事 務 連 絡
平成 26 年 8 月 29 日

各省各庁国有財産総括部局担当課長 殿
各省各庁営繕担当課長 殿

財務省理財局国有財産企画課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用について

国、地方ともに厳しい財政事情の下、庁舎等の施設の老朽化対策・耐震化等の課題に効率的・効果的に対応する必要がある。そうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2014 ～デフレから好循環拡大へ～（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」において「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る」こととされたところである。

今後は、国有財産の総括機関である財務局と官庁営繕を所管する地方整備局等が連携して、各省庁財産管理部局及びその他関係機関を取りまとめるとともに、地方公共団体とも連携し、地域における国公有財産の最適化を実現するため、官公庁施設など公的施設の有効活用や地域の様々な課題の解決に向けた取り組みを進めていく必要がある。

このため、今後の取得調整、使用調整及び営繕計画書に関する意見に当たっては、上記の趣旨を踏まえ、一定地域内の庁舎全体の適正配置や、公有財産の活用、必ずしも建替えを前提としない国有財産の有効活用等の観点も踏まえ審査を実施するので了知されたい。

また、上記取り組みを実施するに当たっては、財務局から地方公共団体に対し地域の国有財産に関する情報を提供するため、必要に応じて、財務局から貴省庁財産管理部局に対し、所管する国有財産に関する情報を求めることがあるので、その旨財産管理部局に周知されたい。

なお、総務省自治財政局より、各都道府県及び各指定都市あてに、上記の趣旨を踏まえ、「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」が発出されることになっている。

- [illegible]

国と地方公共団体が連携し、地域における国公有財産の最適利用を推進